

III

本県が取り組んでいる対策

1 ダイオキシン対策のあらまし

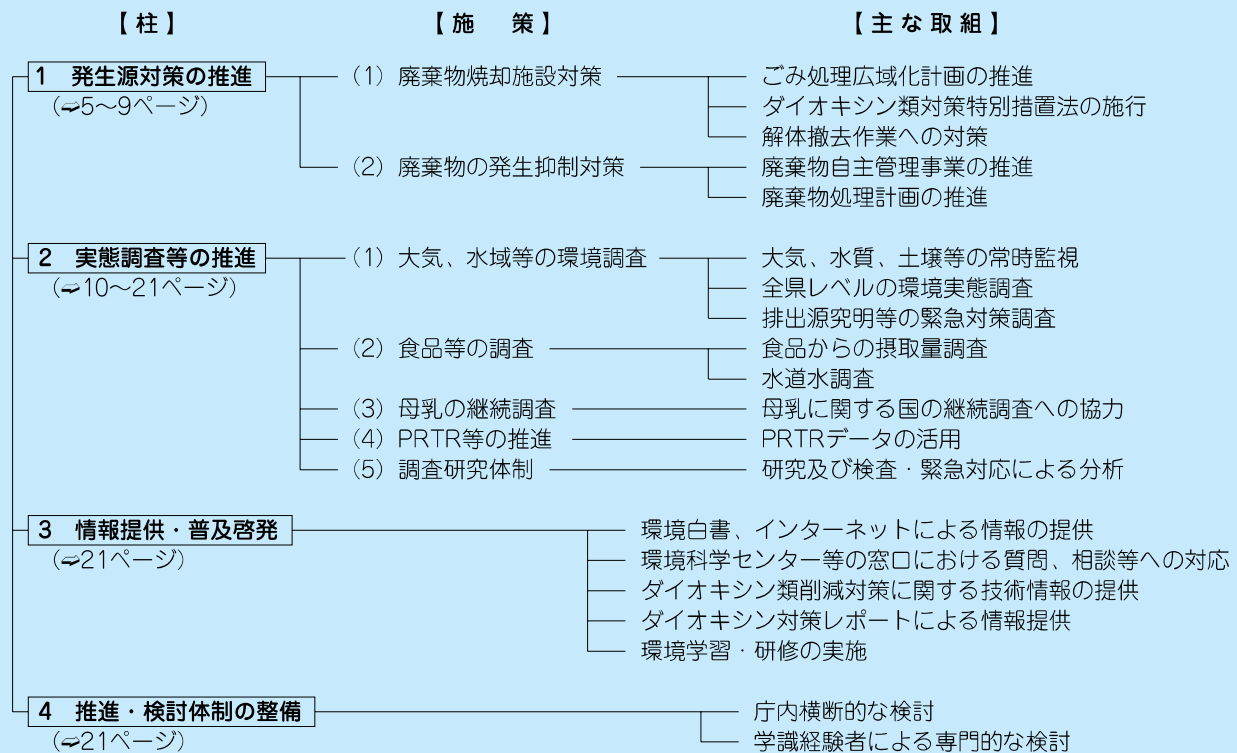
ダイオキシン類は廃棄物焼却施設や製鋼用電気炉等で発生し、大気や水といった様々な環境媒体中を移動し、人の体内に摂取されます。しかし、対策を講じていくための基礎となる環境中のダイオキシン類による汚染実態については、まだ十分に解明されているとはいえないことや、排出抑制対策の徹底が必要であることから、ダイオキシン対策を進めるに当たっては、次のことが大切です。

- 大気・水質・土壌等の環境媒体や食品等の汚染の実態把握
- 廃棄物焼却施設等におけるダイオキシン類の排出抑制対策及び廃棄物の発生抑制と減量化・資源化の徹底

そこで、県では、ダイオキシン法や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）」に基づき、次のような具体的対策に取り組んでいます。

- 大気や水域、土壌等の汚染実態の把握のための常時監視等の環境調査の実施
- 環境基準を超過した地点等が認められた場合の原因究明等の実施
- 廃棄物処理施設等における排出ガスや排出水の排出基準等の遵守及び施設の維持管理の改善指導の実施
- 日常生活や事業活動における廃棄物の排出抑制及びリサイクル推進のための諸対策の実施

図6 県のダイオキシン対策のあらまし



(政令市^{*5}を除く。)

*5 ダイオキシン法では、県、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市がそれぞれの区域の環境調査を受け持つこととなっています（横須賀市については平成13年度から、相模原市については平成15年度から）。この冊子では、これらの4市を「政令市」といい、これら以外の区域を「県域」といいます。